「期間限定訴訟」に反対しよう！

国会議員の皆様との「意見交換会」

民事裁判におけるＩＴ化を進めるための民事訴訟法改正案が３月８日に国会に提出されました。その中に、民事裁判のＩＴ化と関係がない「６か月で審理を終える訴訟制度の導入」の提案が含まれています。

近代訴訟制度を採用する外国に、このような制度はありません。それは、審理の期間が制限されますので、期間内に収まる主張と立証しかできず、拙速で不十分な審理・判断になるためです。簡単な事件は、このような手続は必要でなく、制度の必要性自体が明らかにされていません。今でも、証人調べは減っていますが、この裁判制度ができると、日本の裁判はさらに形骸化するおそれがあります。

国民の「裁判を受ける権利」を護るために、国会議員の皆様に私たちの意見を聞いていただき、お知恵、お力をお借りして、期間限定訴訟に反対したいと思います。ぜひ本意見交換会にご参加いただきますようお願い申し上げます。

日時：2022〈令和4年〉3月30日〈水〉18：00～19：00

【オンライン形式・要事前の申し込み】

方式：Zoomミーティング
申込：回答書を下記弁護士にメールまたはファクシミリでお送りください。
お申込みいただいた方にZoomミーティング開催情報をお知らせします。

プログラム（予定）：
⑴ 期間限定訴訟制度の問題点
⑵ 各団体などからの意見
⑶ ご出席の国会議員の皆様からのご意見
⑷ 集会のまとめ

この問題の資料集を、弁護士有志のブログ（https://blog.goo.ne.jp/tokubetusoshou「特別訴訟」と「反対」の語で検索できます）に掲載していますので、ご覧下さい。

主催：新たな訴訟手続に反対する弁護士有志の会
（日弁連の元副会長と元事務総長の88人が呼びかけ人。）
共催：主婦連合会・全国消費者団体連絡会・全国消費者生活相談員協会

回答書

上記意見交換会に出席いたします。

貴　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所属団体など：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

メールアドレス：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

FAXでお申込みいただくときはメールアドレスを確認するため電話番号の記載もお願いします。

電話：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【申込先】 弁護士　中森　俊久　メールアドレス：t-nakamori@abenolaw.jp　FAX：06-6636-9364

【お問合せ先】 弁護士　平澤　慎一　TEL　03-5570-5671（アクト法律事務所）
弁護士　松森　　彬　TEL　06-6364-5010（西天満総合法律事務所）